

医療計画の見直し等に関する検討会

「医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ」

(平成28年12月26日／精神疾患関連部分抜粋)

I 医療計画全体に関する事項

1 医療計画の作成について

平成30年度からの第7次医療計画の作成にあたっては、医療提供体制の現状、地域医療構想において検討した今後の医療需要の推移等、地域の実情に応じて、関係者の意見を十分踏まえた上で行うこととする。

2 医療連携体制について

(対象となる疾病・事業)

医療連携体制に関する事項は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、及び**精神疾患**の5疾病、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の5事業並びに在宅医療を、医療計画に定めることとする。

II 5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの医療連携体制等に関する事項

1 5疾病について

(5) 精神疾患に関する医療提供体制について

①見直しの方向性

- あるべき精神保健医療福祉体制の構築に向けて、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉計画等と整合的な計画を策定する。
- 長期入院精神障害者の地域移行等の課題を踏まえた精神疾患の医療提供体制の構築に当たっては、これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会における議論を踏まえて必要な見直しを行う。

②具体的な内容

(長期入院精神障害者の地域移行)

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、2020年・2025年の精神病床における入院需要（患者数）及び、地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推し進める。

(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築する。

(多様な精神疾患等への対応)

- 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成26年厚生労働省告示第65号）を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担・連携を推進できるよう、各医療機関の医療機能を明確化する。

③指標の見直し（例）

- ・抗精神病特定薬剤治療指導管理料（クロザピン）の算定件数
- ・依存症集団療法の実施件数

※今後見直しを行う指標

- ・長期入院患者に関する指標
（現行）在院期間5年以上かつ65歳以上の退院患者数 等
- ・早期退院に関する指標
（現行）1年未満入院者の平均退院率 等

2 5事業**(1) 救急医療**

(救急医療機関等の機能の充実)

- 初期救急医療機関の整備とともに、休日夜間対応できる薬局、精神科救急と一般救急との連携等をさらに進める。

(2) 災害時における医療**①見直しの方向性**

- 都道府県医療対策本部の機能向上を目的としたロジスティックチームの強化と、被災地域の医療ニーズ等の情報収集及び医療チーム（DMAT、DPAT、JMAT等）との連絡調整等を行う災害医療コーディネート体制の整備をすすめる。

②具体的な内容

(連携体制等の構築)

- 熊本地震の経験を踏まえ、精神科病院が被災した際の対応も今後重要であることから、災害拠点精神科病院（仮称）を含む精神科の災害医療体制の整備等を進める。

(4) 周産期医療**①見直しの方向性**

- 精神疾患を合併した妊婦の診療に対応できるよう、周産期医療と精神科医療が連携した体制を整備する。

②具体的な内容

(精神疾患合併妊婦への対応)

- 総合周産期母子医療センターにおいて、精神疾患を合併した妊婦への対応ができるような体制整備を進める。

③指標の見直し（例）

- ・精神疾患を合併した妊婦への対応ができる周産期母子医療センターの割合